



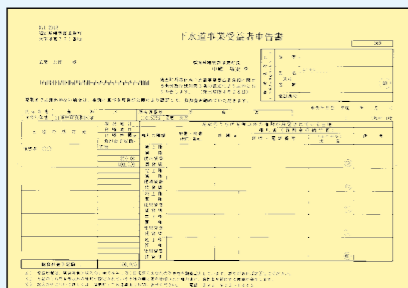
4行政区で 3月31日(土)より **公共** 下水道供用開始

佐谷地区・上須恵地区・新原地区・南米里地区の各区内一部地域

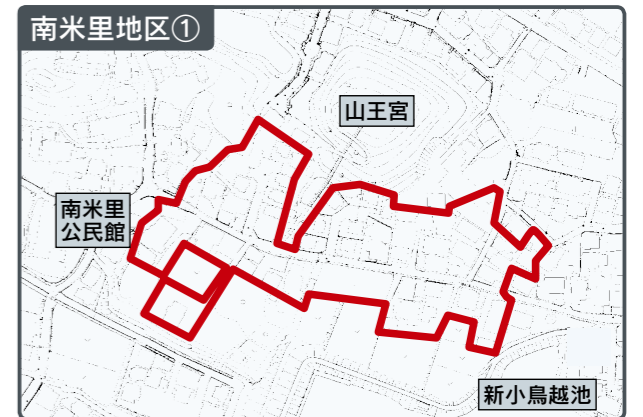
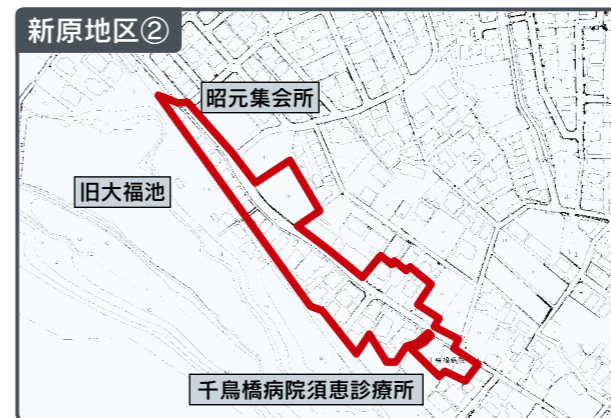
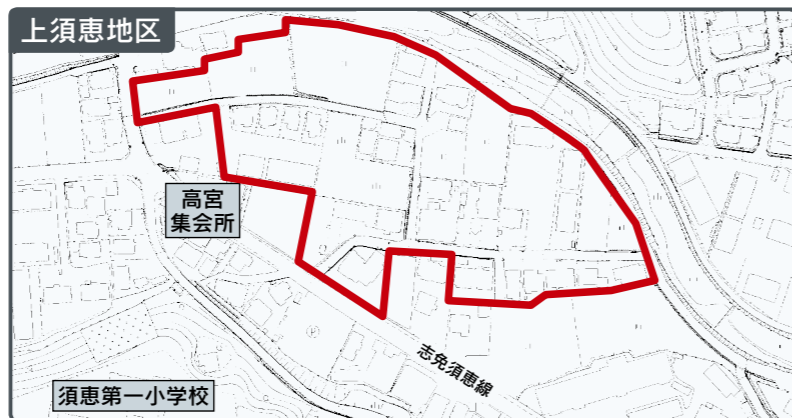
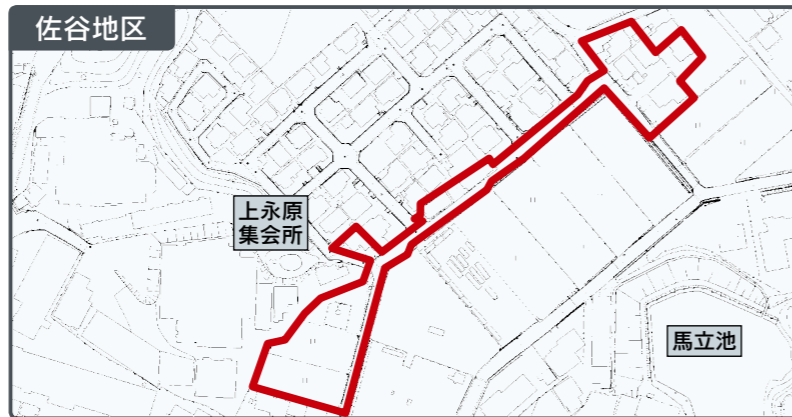
供用開始地区の皆さんへ

4月10日ごろになりましたら、土地所有者に対して「下水道事業受益者申告書(黄色のA4サイズ用紙)」が送付されます。記載内容をご確認の上、記名押印して4月末までに上下水道課へ提出してください。

※売買や相続、分筆や合筆などにより、記載内容に変更がある場合はお知らせください。



下水道事業受益者申告書



供用開始にあたって

供用開始後の3つのご負担

下水道事業の推進や実施にあたっては、町民の皆さんに受益者負担金やトイレの改造費など、多大な経済的負担をおかけすることになります。

町では、**供用開始から3年以内**に工事をされた人を対象に、水洗化工事資金の融資あっせんや利子の助成、奨励金など皆さんの経済的負担を、少しでも軽減するための措置を準備しています。

下水道の供用開始地区の皆さんに、ご負担いただく費用は次のとおりです。

- ▶ **受益者負担金** 土地の面積〇〇㎡×500円
供用開始された土地の面積に応じて、1回限り負担していただくものです。全額納付されれば、その後、その土地について負担金を徴収することはありません。
- ▶ **排水設備工事費** 水洗トイレの改造や公共枵への接続工事に係る敷地内工事です。土地の広さや便器の種類などによって異なります。
- ▶ **下水道使用料** 毎月の汚水の搬出量に応じて料金を納めていただきます。

問い合わせ先

内容によって問い合わせ先が異なります。ご注意ください。

▶ 負担金・料金に関すること

上下水道課 管理係
☎ 932-1151 (内線232)

▶ 工事に関すること

上下水道課
下水道係
☎ 932-1151
(内線266)



下水道豆知識

私たちの生活と下水道の役割

炊事・洗濯・風呂・トイレなど、私たちが生活していく上で、一日たりとも欠かせない水。

私たちは、毎日いろいろな用途に水を使っていますが、この使った水の最後をするのが下水道です。

下水道は、汚水を集めて処理し、きれいな水にして自然界にもどす役割を果たし、町の生活環境の改善や自然環境の保全を図ります。

多々良川流域6町(須恵町・粕屋町・志免町・宇美町・篠栗町・久山町)では、汚水を全て多々良川浄化センター(粕屋町)で処理して、多々良川に放流しています。

この事業は、町民の皆さんに利用していただいて、初めて事業効果が発揮できます。

住みよい町づくりのために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

下水道は正しく使いましょう

公共下水道ができたからといって、どんなものでも流していいということではありません。

なんでも流してしまうと、排水設備や下水道管の詰まり、処理場の故障の原因などになります。

- 台所の油やごみは流さない。
- 水洗トイレではトイレペーパー以外のものを流さない。
- 揮発性や引火性の高い危険物を流さない。
大切な公共施設です。マナーを守り、正しく使いましょう。